

エコロの森（富山県知事登録旅行業第 3-266）

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行＝地域限定）

※お申し込みの際はかならずこの旅行条件書をお読みください。

■旅行条件のご案内■（全文）

1●本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面および同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2●募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社エコロの森（富山県知事登録旅行業第 3-266 号。以下、「当社」といいます）が企画、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、下記によるほかパンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

当社が旅行契約により、旅程を管理する義務を負う範囲は、最終旅行日程表に記載している集合地から解散地までとなります。

3●旅行のお申し込みと契約成立時期

お申し込みは、所定の用紙に所定の事項をご記入のうえ、お申込金（代金の 20%相当）を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金の一部となります。

電話、ファックス、電子メールなどの手段でお申し込みの場合は、当社が予約の承諾を通知した翌日から 7 日以内に、お申込書・お申込金をお支払い下さい。

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申し込み金の入金を確認した時点で成立します。

申込金の設定のない旅行の場合は、お申込書を受理した時点で契約が成立します。

4●申し込み条件

特定のお客様層を対象とした旅行あるいは、特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

特定の疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、旅行の申し込みの際にその旨をお申し出ください。可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合がございます。また旅行の内容から、安全なご参加が困難であると判断される場合は、ご参加をお断りする場合があります。

お客様のお申し出にもとづき、当社がお客様のために講じた特別な措置につきましては、その費用はお客様の負担とさせていただきます。

お客様のご都合により、旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び、復帰の有無、復帰の予定日時を連絡していただく必要があります。

お客様が、ほかのお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断した場合には、ご参加をお断りする場合があります。

5●確定書面（最終旅行日程表）

確定した旅行日程、交通機関の詳細、宿泊先を記載した確定書面（最終旅行日程表）は、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。

6●旅行代金のお支払い

お申込金を除く代金の残金は、旅行前日までにお支払いください。旅行当日にお支払いいただく場合もあります。

7●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金

旅行日程に明示した送迎バス等の料金

旅行日程に明示した観光の料金

旅行日程に明示した宿泊料金および税・サービス料金

添乗員費用

8●旅行代金に含まれないもの

ご自宅から集合場所までの交通費、および旅行終了後解散場所からご自宅までの交通費

クリーニング代、電話代、その他追加飲料等の個人的諸経費および税・サービス料金

傷害・疾病に関する医療費

ご希望のお客様のみ参加されるオプションツアー料金

9●取消料

旅行契約後、お客様はいつでも次の取消料をお支払い頂く事により旅行契約を解除する事ができます。

- | | | |
|--------------------|----|------|
| (1) 旅行開始日の 21 日前まで | ★ | 無料 |
| (2) 20 日前～8 日前 | ★★ | 20% |
| (3) 7 日前～2 日前 | | 30% |
| (4) 前日 | | 40% |
| (5) 当日 | | 50% |
| (6) 旅行開始後および無連絡不参加 | | 100% |

★(1) ⇒日帰りの場合は 11 日前まで

★★(2) ⇒日帰りの場合は 10～8 日前まで

10●旅行内容の変更・取消：

当社は天災地変・気象条件など、当社の管理できない事由により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいときは当該旅行の実施を取りやめるか、又はお客様にあらかじめ事由を説明して旅行日程・旅行サービスの内容、その他旅行契約の内容を変更することがあります。

11●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の保証金及び見舞金を支払います。

旅行に関する質問やお問い合わせは、当社の国内旅行業務取扱管理者 西田由樹子(森田由樹子)がいつでもお受けいたします(☎)

076-444-0576 または携帯電話090-4546-5238)